

組見本

(B5判縮小)

取引と金銭貸借 その他の消費者取引の問題



金融商品取引法とは

近時、証券取引法が改正され、「金融商品取引法」という法律ができたと聞きましたが、どのような法律なのでしょうか。



A 金融商品取引法は、有価証券取引のみならず、広く金融商品に関する取引につき、包括的・横断的に規制をおぼす法律です。

制定に至る経緯

1990年代、「日本版ピックパン」の名のもとに、金融制度の規制緩和が行われ、これによって、様々な金融商品の取引が、広く行われるようになります。

されていたわけではなく、「隙間

ました。また、2000年には、商品全般を規制対象とする

販売法」が施行されました

における説明義務とそれに

連携責任を課すにとどまり、

譲は十分とはいませんで

す。

そうこうするうちに、外

金取引、無認可共済、匿名

などの取引によって、消費者

するという事態が起きま

す。

そこで、2006年に制定さ

れました。

Q 採用内定の取消しとは

当社は、10月に来春大学卒業予定の者を

選考のうえ、採用内定通知を出したの

ですが、年末になって業績が急激に悪化し、新

規採用どころか従来の従業員の雇用を維持

するのも困難な状況になってしまいま

した。採用内定者に対して内定の取消しを行

いたいのですが可能でしょうか。

A 貴社の採用内定は採用

予定の段階にとどまらず、採用決定に至ってい

ると思われますので、内定取消しは解

雇にあたります。会社の業績不振を理

由とする内定取消しには「整理解雇の

4条件」をみたす必要があります。

採用内定とは

採用予定者とは、本人がたんに企業

から採用予定の通知をうけている段階

に止まる者をいいます。このため、本

人と企業との間には、まだ労働契約が

成立しておらず、企業からの正式な採

用決定手続きがあつて初めて労働契約

が成立することになります。

採用決定者とは、本人と企業との間

に労働契約(始期付解約権留保付労働

労働 賃金の問題

時間外労働、休日労働の割増賃金は

私が勤務する会社は始業が午前9時、終業が午後5時30分で、その間正午から午後1時までが休憩時間です。休日は土曜日と日曜日の週休2日制です。私は、仕事が忙しく、先週の平日は毎日2時間残業し、土曜日も半日出勤しました。この場合、賃金の割増はどうなるのでしょうか。



A 会社は、あなたに対し、平日の残業については時間外労働として基礎賃金に25%以上の率と残業時間を乗じて計算した割増賃金を加算して支払わなければなりません。ただし、土曜日の出勤については、法定外休日の出勤ですか

し、または法定の休日に労働とき
② 深夜(午後10時から翌日午
ただし、厚生労働大臣が定め
期間については午後11時か
前6時)に労働させたとき
時間外労働の割増賃金は、

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
総務本部 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号

(2022.4) 344-136



この印刷物は環境にやさしい
「植物性大豆油インキ」を使用しています。

労働 採用の問題



採用内定の取消しとは

当社は、10月に来春大学卒業予定の者を選考のうえ、採用内定通知を出したのですが、年末になって業績が急激に悪化し、新規採用どころか従来の従業員の雇用を維持するのも困難な状況になってしましました。採用内定者に対して内定の取消しを行いたいのですが可能でしょうか。



貴社の採用内定は採用予定の段階にとどまらず、採用決定に至っています。採用予定者とは、本人がたんに企業から採用予定の通知をうけている段階に止まる者をいいます。このため、本人と企業との間には、まだ労働契約が成立しておらず、企業からの正式な採用決定手続きがあつて初めて労働契約が成立することになります。

採用決定者とは、本人と企業との間に労働契約(始期付解約権留保付労働

契約)が成立することになります。

採用内定とは

採用予定者とは、本人がたんに企業

から採用予定の通知をうけている段階

に止まる者をいいます。このため、本

人と企業との間には、まだ労働契約が

成立しておらず、企業からの正式な採

用決定手続きがあつて初めて労働契約

が成立することになります。

採用決定者とは、本人と企業との間

に労働契約(始期付解約権留保付労働

契約)が成立することになります。

採用内定とは

採用予定者とは、本人がたんに企業

から採用予定の通知をうけている段階

に止まる者をいいます。このため、本

人と企業との間には、まだ労働契約が

成立しておらず、企業からの正式な採

用決定手続きがあつて初めて労働契約

が成立することになります。

採用決定者とは、本人と企業との間

に労働契約(始期付解約権留保付労働

契約)が成立することになります。

採用内定とは

採用予定者とは、本人がたんに企業

から採用予定の通知をうけている段階

に止まる者をいいます。このため、本

人と企業との間には、まだ労働契約が

成立しておらず、企業からの正式な採

用決定手続きがあつて初めて労働契約

が成立することになります。

採用決定者とは、本人と企業との間

に労働契約(始期付解約権留保付労働

契約)が成立することになります。

採用内定とは

採用予定者とは、本人がたんに企業

から採用予定の通知をうけている段階

に止まる者をいいます。このため、本

人と企業との間には、まだ労働契約が

成立しておらず、企業からの正式な採

用決定手続きがあつて初めて労働契約

が成立することになります。

採用決定者とは、本人と企業との間

に労働契約(始期付解約権留保付労働

契約)が成立することになります。

採用内定とは

採用予定者とは、本人がたんに企業

から採用予定の通知をうけている段階

に止まる者をいいます。このため、本

人と企業との間には、まだ労働契約が

成立しておらず、企業からの正式な採

用決定手続きがあつて初めて労働契約

が成立することになります。

採用決定者とは、本人と企業との間

に労働契約(始期付解約権留保付労働

契約)が成立することになります。

採用内定とは

採用予定者とは、本人がたんに企業

から採用予定の通知をうけている段階

に止まる者をいいます。このため、本

人と企業との間には、まだ労働契約が

成立しておらず、企業からの正式な採

用決定手続きがあつて初めて労働契約

が成立することになります。

採用決定者とは、本人と企業との間

に労働契約(始期付解約権留保付労働

契約)が成立することになります。

採用内定とは

採用予定者とは、本人がたんに企業

から採用予定の通知をうけている段階

に止まる者をいいます。このため、本

人と企業との間には、まだ労働契約が

成立しておらず、企業からの正式な採

用決定手続きがあつて初めて労働契約

が成立することになります。

採用決定者とは、本人と企業との間

に労働契約(始期付解約権留保付労働

契約)が成立することになります。

採用内定とは

採用予定者とは、本人がたんに企業

から採用予定の通知をうけている段階

に止まる者をいいます。このため、本

人と企業との間には、まだ労働契約が

成立しておらず、企業からの正式な採

用決定手続きがあつて初めて労働契約

が成立することになります。

採用決定者とは、本人と企業との間

に労働契約(始期付解約権留保付労働

契約)が成立することになります。

採用内定とは

採用予定者とは、本人がたんに企業

から採用予定の通知をうけている段階

に止まる者をいいます。このため、本

人と企業との間には、まだ労働契約が

成立しておらず、企業からの正式な採

用決定手続きがあつて初めて労働契約

が成立することになります。

採用決定者とは、本人と企業との間

に労働契約(始期付解約権留保付労働

契約)が成立することになります。

採用内定とは

採用予定者とは、本人がたんに企業

から採用予定の通知をうけている段階

に止まる者をいいます。このため、本

人と企業との間には、まだ労働契約が

成立しておらず、企業からの正式な採

用決定手続きがあつて初めて労働契約

が成立することになります。

採用決定者とは、本人と企業との間

に労働契約(始期付解約権留保付労働

契約)が成立することになります。

採用内定とは

採用予定者とは、本人がたんに企業

から採用予定の通知をうけている段階

に止まる者をいいます。このため、本

人と企業との間には、まだ労働契約が

</div

掲載内容

第1章 隣近所と生活環境の法律

- 1 隣り合った土地の問題
 - 境界線ギリギリの家の建築をやめさせられるか
 - 境界ギリギリに建物を建築した隣人に対して慰謝料の請求ができるか
 - 境界をこえた枝は切り取れるか
 - 境界をこえた根は切り取れるか
 - 境界線上の構築物は誰の所有物か
 - 境界に塀をつくる費用は
 - 異様に大きい目隠塀の撤去を求めることができるか
 - 地震によって擁壁が崩壊したために生じた被害の回復を請求できるか
 - 境界標をつくるときの注意点はなど(取得時効等)
 - 取得時効とは
 - 取得時効と対抗問題
 - 取得時効と登記など
- 2 道路の問題
 - 私道とは
 - 私道をつくるときに注意することは
 - 默示の通行地役権とは
 - 未登記通行地役権と通路敷設受人との関係など

3 日照・通風などの問題

- 日影規制とは
- 商業地域における日影被害
- 日影権侵害を理由として建築工事の差止めを求めることができるか
- 日影規制をうけない建物による日影被害
- 高い建物で風通しが悪くなったときは
- ビルの建築でビル風が起きたときはなど

4 騒音・振動などの問題

- 工場の騒音や振動がひどいときは
- 建築工事の騒音や振動がひどいときは
- 洗濯機などの音がうるさいときは
- カラオケがうるさいときは
- 近所の家の犬の鳴き声がうるさいときはなど

第2章 土地と建物をめぐる法律

1 売買の問題

- 媒介契約の種類は
- 仲介契約の解除と仲介手数料
- 不動産を購入する際の留意点について
- 不動産を売る際の心構え・準備について
- 農地売買の注意事項は
- 建築協定区域にある土地の売買は
- 借地上の建物を譲渡する場合は
- 担保付きの不動産の売買は可能か
- 売買契約書を省略してはいけないか
- 重要事項の説明とはなど

1の2 建物建築の問題

- 家屋の新築を依頼する契約は
- スケッチの書き直し程度で設計料を支払わなければならないか

- 建築工事途中での計画の中止は許されるかなど

2 借地借家などの問題

- (賃貸借の問題)
 - 土地を借りるときに注意することは
 - 土地を貸すときに注意することは
 - 建物所有目的の借地とは(借地権の発生する目的要件)
(地代、家賃など)
 - 地代、家賃、権利金などの決め方は
 - 地代、家賃を自動的に値上げする特約ができるか
 - 地代、家賃の値上げを請求されたら
 - 地代、家賃の供託とは
 - 賃料の減額を請求されたらなど(借地借家の利用など)
 - 借家人は借家の敷地をどの程度まで使用できるか

- 借家の修繕、増改築をしたいときは
- 借家人が自ら修繕、改造をしたときの費用負担は
- 借地上の建物の修繕、増改築をしたいときは
- 借地上の建物を売買するときはなど(存続期間、明渡しなど)
- 借地の明渡しを請求できる正当事由とは
- 借家の明渡しを請求できる正当事由とは
- 借地権の存続期間はどうなっているか
- 借家の建物や、借地上の建物が朽廃、滅失したときは
- 隣家からの類焼や借家の失火で借家が焼失したときはなど(終了時の問題)
- 借地契約終了後の敷金、権利金はどうなるか
- 契約終了時に敷金や保証金の一部を返還しない旨の特約(敷き引き特約)は有効か
- 借地の期間満了時の建物買取請求権とはなど

(地震災害時の借地借家)

- 地震災害時の借地借家関係は
- 地震災害時の借家人の優先的借地申出の方法、要件は
- 地震災害時の借家人の優先的借家申出の方法、要件は(定期借地権)
- 一般定期借地権とは
- 事業用定期借地権とは
- 建物讓渡特約付借地権とはなど(定期借家権等)
- 定期借家とは
- 従前の借家契約を定期借家契約に切り替えることはできるか
- 定期借家契約を途中で解約することはできるかなど(駐車場)
- 駐車場の契約期間、駐車料の増額について
- 駐車場の持ち主が変わってしまったときは
- 駐車場内で事故、盗難にあったときは

3 マンションの問題

- (売買・登記)
 - 瑕疵修補について売主と建築業者との関係は
 - マンションの登記のしくみは
 - マンションの床面積の算定方法はなど(管理)
 - 管理組合とは
 - 管理組合の具体的な業務の内容は
 - マンション管理士とは
 - マンションの「集会」とはなど(利用)
 - マンションの専有部分とは
 - マンションの生活騒音について
 - マンションでペットは飼えないのかなど(その他)

第3章 取引と金銭貸借をめぐる法律

1 割賦・訪問販売などの問題

- 通信販売で買ったものの問題点は
- 割賦販売で買ったものの返品は
- 訪問販売で買ったものの返品は
- 口頭によるクーリング・オフの効果は
- 役務付帯契約におけるクーリング・オフは
- 電話勧誘で買った品物はクーリング・オフできるか
- エヌなどの中途解約とは
- 代金を支払ったのに品物が送られてこないときはなど
- クレジットカードの問題
 - クレジットで名義を冒用されたときは
 - クレジットカードをなくしたときは
 - クレジットカードの担保とはなど(借地借家の利用など)
- 借家人は借家の敷地をどの程度まで使用できるか

- 消費者契約法とは
- 金融商品取引法とは
- 消費者団体訴訟制度とは
- 電子消費者契約法とは
- 高額のキャンセル料を請求されたときの対策はなど

3の2 銀行・証券等の取引の問題

- 変額保険の説明義務とは
- ペイオフとは
- ゴルフ会員権の預託金の返還は
- 4 金銭貸借等の問題
 - 人に金を貸すときの注意点は
 - 手形は借用証の代わりに利用できるか
 - 正証書を作るメリットは
 - 口約束でお金を貸したが丈夫か
 - 金を貸していた友人が死亡したときは
 - 印鑑を無断で使われて借金を請求されたときは
 - 売買代金の借金への切り替えとは
 - 別口債務の過払金充当など(物品貸借の問題)
 - 預けた物を勝手に売られたときは
- 5 保証と担保の問題
 - 連帯保証人と普通の保証人との違いは
 - 保証人になると、保証人をとるとの注意点は
 - 保証金額に思い違いがあるときの保証人の責任は
 - 知らぬ間に保証人にされたときの責任は
 - 保証人の責任はなど

第4章 交通事故・その他の事故をめぐる法律

1 交通事故

- (交通事故を起こしたとき)
 - 交通事故を起こしたらすべきことは(車の所有者、使用者などの責任)
 - 車を運転中の携帯電話の使用は
 - 夫の車で妻が交通事故を起こしたときは
 - 息子が親に買ってもらった車で交通事故を起こしたときはなど(損害賠償の範囲と算定)
 - トランクにぶつかり積荷を壊してしまったときは
 - 購入して1か月の新車をぶつけられてしまったときは
 - 車を高級外車にぶつけてしまったときはなど(過失相殺)

3 マンションの問題

- (売買・登記)
 - 瑕疪修補について売主と建築業者との関係は
 - マンションの登記のしくみは
 - マンションの床面積の算定方法はなど(管理)
 - 管理組合とは
 - 管理組合の具体的な業務の内容は
 - マンション管理士とは
 - マンションの「集会」とはなど(利用)
 - マンションの専有部分とは
 - マンションの生活騒音について
 - マンションでペットは飼えないのかなど(その他)

3の3 示談の方法

- 被害者として示談するときに注意する点は
- 加害者として示談するときに注意する点は
- 示談書の書き方はなど(自賠責保険など)
- 自賠責保険と労災保険との関係は
- 自分の車の助手席に乗っていてガードレールに衝突してケガしたときはなど(行政上、刑事上の責任)
- 交通事故で免許停止や取消となるのは
- 交通事故を起こしたときの刑事责任とは
- 危険運転致死傷罪とは
- 交通事故における少年の刑事责任など

2 その他の事故

- 子どもが木場で遊んでいてケガをしたときは
- 子どもが学校でいじめられてケガをしたときは
- 隣の子どもを預かっていてケガをさせたときは
- 保育所へ預けておいた子どもが亡くなっなど

- たときは
- 近所の子どもが窓ガラスを割ったときは
- 子どもが隣の犬にかみつかれたときは
- 子どもが水泳授業中にケガをしたときは
- スキーでケガをさせられたときはなど

第5章 家族生活の法律

1 夫婦の問題

- 婚約とは
- 妻子ある男性との婚約は
- 婚約を解消したいときの手続きは
- 婚約を解消したときの金銭的な清算は
- 結納を返還しなければならない場合とは
- 結納を返還する必要のない場合とはなど

2 親子の問題

- 嫡出子・非嫡出子とは
- 結婚8か月目に生まれた子どもは
- 離婚してすぐに生まれた子どもは
- 離婚後300日以内に生まれた子の出生届はなど

3 氏、名、戸籍をめぐる問題

- 子にはどのような名前でも付けることができるか
- 離婚にともなう子どもの氏の変更
- 離縁しても縁組中の氏を名のれるか
- 非嫡出子の氏を父の氏に変更するにはなど

4 家族をとりまくその他の問題

- 行政手続きのオンライン化とは
- 妻は亡夫の両親の世話をすべきか
- 子どもは親の世話をする義務があるか
- 立替えた母親の生活費を兄姉に請求できるか
- 任意後見制度とは
- 任意後見監督人の選任は
- 任意後見契約の解除は
- 行方不明者の財産の管理は
- 失踪宣告とはなど

第6章 相続・遺言の法律

1 相続の問題

- 相続とはどういうものか
- 相続できる財産は
- 借家権を相続することができるか
- 義母義父の土地の上に夫が建てた自宅に、夫が死亡した後も妻が住み続けることができるか
- 共同相続人間の遺産の管理と利用
- 妻が受取人の生命保険金は相続財産か
- 生命侵害による損害賠償請求権の相続は
- ゴルフ会員権の相続
- 墓や仏壇は相続できるかなど

2 遺言の問題

- 遺言にはどのような種類があるか
- 自筆証書遺言はどのようにつくるか
- 公正証書遺言はどのようにつくるか
- 秘密証書遺言はどのようにつくるか
- 「相続させる」という遺言の意義
- 臨終の際に遺言をするにはどうしたらいいか
- 代筆による遺言、ワープロや録音テープの遺言は有効か
- 添え手による補助をうけてされてた自筆証書遺言の効力など

第7章 労働にかかわる法律

1 労働全般の問題

- 労働条件はどのように決まるか
- 海外勤務者と労働基準法
- 就業規則は必要か
- 就業規則の不利益変更
- 労働審判制度

2 採用の問題

- 労働契約の期間は
- 年少者の採用について
- 女性労働者の採用について
- 外国人の採用について
- 採用内定の取消しとはなど

3 労働時間・休暇などの問題

- 労働時間とは

- 变形労働時間制とは
- 危険有害業務の従事者の労働時間は
- 社員研修は労働時間か
- 時間外労働の基準はなど

4 賃金の問題

- 賃金支払いの原則は
- 預金口座などへの振込みによる賃金の支払は
- 従業員への貸付金を賃金、退職金から控除することができるか
- 賃金の男女区別は
- 賃金の出来高払制はなど

5 配転・出向などの問題

- 転勤命令を拒否することはできるか
- 出向命令を拒否することはできるか
- 転籍を拒否することはできるか
- 人員整理と配転・出向・転籍
- 会社分割と転籍など

6 退職・解雇の問題

- 労働者の退職は自由か
- 退職届の撤回はできるか
- 会社の退職勧奨に従わなければならぬいか
- 退職後に不正行為が発覚したらどうしたらよいのか
- 競業禁止義務とは
- 予告なしの解雇は有効か
- 解雇の制限がされる場合とは
- 整理解雇とはなど

7 パートの問題

- パートタイム労働者の取扱いは
- パートの就業規則は
- 短時間労働のパートの有給休暇はなど

8 派遣の問題

- 派遣社員の使用について
- 広告と異なる派遣社員の賃金
- 派遣予定社員との事前面接
- 派遣社員を自ら雇えるかなど

9 労働保険の問題

- 労働保険とは
- 労災保険の適用事業とは(雇用保険)
- 雇用保険の加入について
- 解雇と雇用保険の給付についてなど

10 健康保険の問題

- 健康保険制度とは
- 全国健康保険協会とは
- 健康保険の被保険者は
- 派遣労働者の取扱い
- 任意継続被保険者とはなど

11 介護保険の問題

- 介護保険の概要は
- 介護保険の給付の種類は
- 介護保険の保険料負担は
- 介護保険の医療制度とは
- 後期高齢者医療制度は
- 後期高齢者医療制度の費用負担など

第9章 年金に関する法律

1 年金の問題

- (公的年金制度)
 - 公的年金制度のしくみは
 - 標準報酬月額の決め方
 - 総報酬制とは
 - 年金加入とその手続きは
 - 保険料の額と納付方法は
 - 学生は保険料の免除をうけられるか
 - 60歳から65歳になるまで国民年金に任意加入したときは
 - 年金の請求手続きから年金が口座に振り込まれるまでどれくらいかかるかなど(その他の年金制度)
 - 年金基金とは
 - 確定拠出年金制度とは
 - 確定給付企業年金法とは

第9章の2 医療保険に関する法律

1 国民健康保険の問題

- 国民健康保険制度とは
- 国民健康保険の被保険者
- 国民健康保険の保険料は
- 国民健康保険の療養の給付は
- 療養の給付以外の給付は

2 健康保険の問題

- 健康保険制度とは
- 全国健康保険協会とは
- 健康保険の被保険者は
- 派遣労働者の取扱い
- 任意継続被保険者とはなど

3 介護保険の問題

- 介護保険の概要は
- 介護保険の給付の種類は
- 介護保険の保険料負担は
- 介護保険の医療制度とは
- 後期高齢者医療制度は
- 後期高齢者医療制度の費用負担など

第10章 税金に関する法律

1 夫婦親子の税金

- 配偶者控除とは
- 財産分与や慰謝料に税金はかかるか
- 扶養する親族があるときは
- 家族の入・通院に要した費用があるときは

2 買物・サービスの税金

- 消費税とはどのような税金か
- 消費税がかからない買物もあるのか

3 土地建物の税金

- マイホームを買うときの税金は
- 土地を他人に貸したときの税金は
- マイホームを売ったときの特別控除など

4 貯蓄・投資の税金

- 預貯金の利子が非課税となるのは
- 財形貯蓄に加入すると
- 家族名義の預貯金、ペイオフと贈与税など

5 保険・年金の税金